

財務諸表及び利益処分の承認について

1 財務諸表の承認について

(1) 法定手続内容（地方独立行政法人法第34条）

- ・公立大学法人前橋工科大学は、毎事業年度、財務諸表を作成し、市長の承認を受けなければならない。
- ・市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

(2) 承認の対象となる財務諸表

公立大学法人前橋工科大学平成28年度財務諸表

(3) 財務諸表承認に係る事務局確認

確認事項	確認結果
<p>手続</p> <p>①提出期限（年度終了後三月以内）は遵守されたか（法34条1項）</p> <p>②必要な書類は全て提出されたか</p>	<p>①提出期限は遵守されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月21日提出 <p>②必要書類は全て提出されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、附属明細書（地方独立行政法人法第34条1項） ・キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書（前橋市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第11条） ・事業報告書、決算報告書、財務諸表、決算報告書に関する監事の意見（地方独立行政法人法第34条2項）
<p>表示内容</p> <p>①記載項目に明らかな遺漏はないか</p> <p>②数値の整合はとれているか</p> <p>③監事の意見に財務諸表の承認に当たって考慮すべき点はないか</p>	<p>①表示科目、会計方針等について明らかな遺漏はない</p> <p>②計数の合計、主要表と附属明細書等との相互整合など、数値は整合している</p> <p>③考慮すべき点はない</p>

2 利益処分の承認について

(1) 法定手続内容（地方独立行政法人法第40条）

- ・公立大学法人前橋工科大学は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、原則は、損失補填のための積立金として整理しなければならないが、市長の承認を受けて、利益の全部又は一部を翌事業年度に係る中期計画で定めた剰余金の使途※に充てることできる（＝目的積立金）。
- ・市長は、利益処分の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

※中期計画の位置付け＝決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(2) 利益処分の考え方

運営費交付金は、交付金に効率化係数を乗じており、あらかじめ効率化及び経費削減を図っていることから、生じた剰余金（当期未処分利益）は、人件費等の不要額や事業未実施による剰余を除いて、法人の経営努力によるものと幅広く認定する。

(3) 法人からの申請内容及び承認案

申請内容		承認案
積立金	6,506,175円	申請のとおり承認する
目的積立金	80,196,574円	

※平成28年度剰余金の内訳

単位：千円

区分	金額	備考（主な内訳）
目的積立金	80,197	・歳入増 約 77,000 千円（授業料・入学金・検定料等）
積立金	6,506	・人件費における剰余

※積立金の累計額

単位：千円

区分	H25	H26	H27	H28	取崩し	合計
目的積立金	60,851	97,125	92,009	80,197	▲14,488	315,694
積立金	70,166	8,349	8,116	6,506	—	93,137
合計	131,017	105,474	100,125	86,703	▲14,488	408,831

(4) 承認に関する意見

- ・決算報告書の支出の項目において、受託研究費等収入や科学研究費補助金が予算として計上されていないため、計上の可否について検討すべきである。
- ・目的積立金は大学における教育・研究全般の充実に向けて、効果的な使用法について検討すべきである。